

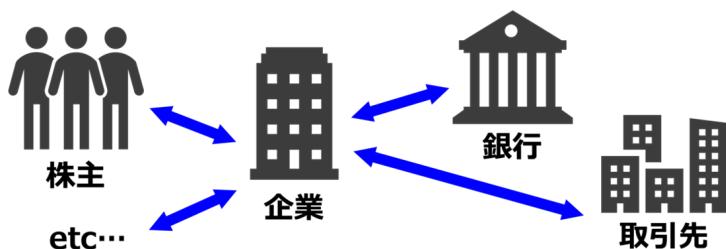
301-1-3 【財務】理論 | 企業会計制度と会計基準（企業会計制度）

目次 Contents

- ・企業会計制度
- ・金融商品取引法会計
 - ・金融商品取引法の目的
 - ・具体的な基準等
- ・会社法会計
- ・我が国における適用会計基準
 - ・企業会計原則
 - ・企業会計基準
 - ・国際会計基準等
- ・今日のまとめ

企業会計制度

財務会計は、企業外部の利害関係者（株主、債権者など）に対して会計情報を提供する企業会計です。提供される会計情報が企業外部の利害関係者にとって信頼にたる情報となるよう、**法令等で様々な規制**が設けられています。このように法令等によって規制されたもとで行われる会計制度のことを**企業会計制度**（制度会計）といいます。



我が国における主な企業会計制度としては、**会社法に基づく企業会計制度**（以下、会社法会計）と**金融商品取引法に基づく企業会計制度**（以下、金融商品取引法会計）があります。会社法会計と金融商品取引法会計は、法律の目的が異なるため、それぞれで作成される会計情報には差異がありますが、基本的な会計処理や計算については一元化が図られています。



補足 税務会計

法人税法などの税法に基づく会計制度を税務会計といいます。税務会計は課税の公平を目的として制度が設計されています。

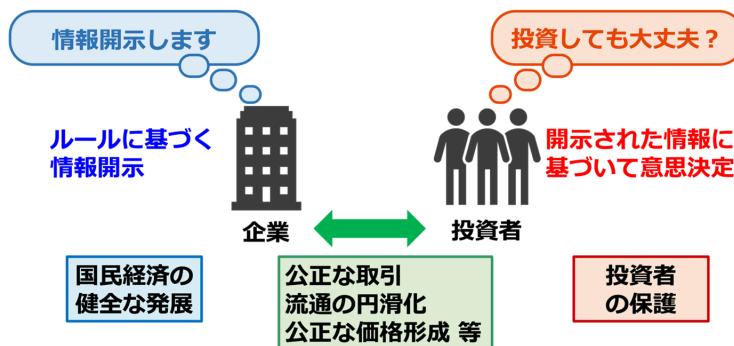
会社法会計、金融商品取引法会計、税務会計の3つの企業会計制度のことをトライアングル体制と呼ぶことがあります。

金融商品取引法会計

金融商品取引法の目的

金融商品取引法の目的は、「企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関する必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」とされています（金融商品取引法1条）。

金融商品取引法会計では、**投資者（投資家）保護のために**、有価証券の発行者の財務内容や事業内容を適時、適切に開示させる**企業内容開示制度**（ディスクロージャー制度）を設けています。具体的には、有価証券報告書において、経理の状況その他の情報の開示が求められます。



つまり、金融商品取引法会計においては、投資者（投資家）が有価証券について合理的な判断ができるような情報提供を規定しており、財務会計の機能における**情報提供機能**を主たる目的としています。

なお、金融商品取引法会計はすべての企業に適用されるものではなく、いわゆる上場企業や一定の金額以上の有価証券の募集や売出しをする企業などが対象です。

具体的な基準等

金融商品取引法会計で開示される財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、財務諸表等規則）」や「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、連結財務諸表等規則）」

などの内閣府令で定める用語、様式および作成方法により作成することとされています。これらの内閣府令では、表示方法が主に規定されており、財務諸表等規則などで規定されていない事項については、「**一般に公正妥当と認められる企業会計の基準**」(GAAP ; Generally Accepted Accounting Principles) に従うものとされています。

具体的には、企業会計審議会から公表された企業会計の基準、企業会計基準委員会から公表された企業会計の基準、企業会計基準委員会から公表された適用指針や実務対応報告、日本公認会計士協会から公表された実務指針やQ&Aなどに従うことになります。



補足 企業会計審議会と企業会計基準委員会

企業会計原則や原価計算基準などは、旧大蔵省の企業会計審議会により制定されていました。現在は、諸外国と同様に民間団体による会計基準が設定されるようになり、財団法人財務会計基準機構の企業会計基準委員会より企業会計基準が公表されています。



学習のポイント

有価証券報告書は、「EDINET」と呼ばれるサイトで閲覧することができます。また、企業のホームページ等でも投資家向け情報として開示している場合もあります。時間のあるときに興味のある企業の有価証券報告書を確認してみるとよいでしょう。

会社法会計

会社法で定める会社の計算（特に株式会社の計算）の規制の目的は、**株主と会社債権者への情報提供と分配規制による株主と会社債権者との利害調整**です。会社法会計は、会社計算規則に多くの事項が委ねられていますが、会社法及び会社計算規則等の法令に規定されていない事項については、「**一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行**」に従うものとされています。

「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは、企業会計審議会から公表された会計基準のほか、企業会計基準委員会から公表された会計基準、日本公認会計士協会から公表された実務指針などを意味すると解されています。

我が国における適用会計基準

企業会計原則

企業会計原則は、1949年に、当時の経済安定本部に設置されていた企業会計制度対策調査会（1952年に企業会計審議会に改称）により設定されました。企業会計原則は、一般原則、損益計算書原則および貸借対照表原則とこれらに対する注解とから構成されています。**一般原則は、企業会計全般にかかる包括的な規定**であり、損益計算書原則および貸借対照表原則は、損益計算書、貸借対照表の作成にあたっての具体的な処理を規定したものです。

企業会計原則の設定時においては、財務諸表の作成にあたって準拠すべき基準であり、財務諸表監査を行うにあたっての判断基準として機能することを目的としていました。ただし、企業会計原則は1982年以来修正されていないため、実質的に死文化している規定もあります。

企業会計基準

我が国においては、2001年に**民間**の会計基準設定機関として企業会計基準委員会（ASBJ）が設置されています。企業会計基準委員会は、会計処理および開示の基本ルールとして企業会計基準、基準の解釈指針等としての企業会計基準の適用指針、基準が定められていない分野についての当面の取り扱いを定める実務対応報告などを公表しています。

国際会計基準等

2005年、EU域内の上場企業に対して国際財務報告基準（IFRS）の適用が義務付けられ、外国企業についても、域内で上場しているなどの場合には、IFRSまたはこれと同等と認められる会計基準を採用するように義務付けられました。これに伴い、我が国においてもIFRSの任意適用を認めています。

今日のまとめ

●企業会計制度

法令等によって規制されたもとで行われる会計制度のことを**企業会計制度**（制度会計）といいます。

我が国における主な企業会計制度としては、**会社法に基づく企業会計制度**（以下、会社法会計）と**金融商品取引法に基づく企業会計制度**（以下、金融商品取引法会計）があります。

●金融商品取引法会計

金融商品取引法会計では、**投資者（投資家）保護のために**、有価証券の発行者の財務内容や事業内容を適時、適切に開示させるために**企業内容開示制度**（ディスクロージャー制度）を設けています。具体的には、有価証券報告書において、経理の状況その他の情報の開示が求められます。

金融商品取引法会計においては、財務会計の機能における**情報提供機能**を主たる目的としています。

●会社法会計

会社法で定める会社の計算（特に株式会社の計算）の規制の目的は、**株主と会社債権者への情報提供と分配規制による株主と会社債権者との利害調整**です。

●我が国における適用会計基準

- ・企業会計原則
- ・企業会計基準
- ・国際会計基準等

Copyright(c) KIYO Learning Co.,Ltd. All Rights Reserved.